経済産業省

資料５

平成２９年度定期報告の状況

平成２９年１０月１０日

資源エネルギー庁

（資料）2017年9月末時点

ベンチマーク指標の状況

- 省エネ法判断基準の見直し後の電力供給業のベンチマーク指標は、平成２８年度に施行され、平成２９年度において初めて報告が行われたところ。
- 2030年度に向けて着実にベンチマーク指標の向上を図ることは重要であるが、単年度の実績だけでは目指すべき水準の達成の蓋然性を適切に評価することは困難。
- ただし、足元の状況を分析すると、ベンチマーク指標の報告事業者５４事業者のうち、１８事業者がＡ指標、Ｂ指標ともに達成している一方、２１事業者が両指標ともに未達成となっている。
- また、Ａ指標、Ｂ指標ともに達成している事業者のうち、バイオマス・副生ガス等の混焼発電を行う６事業者については、指標が著しく高い数値となっている。

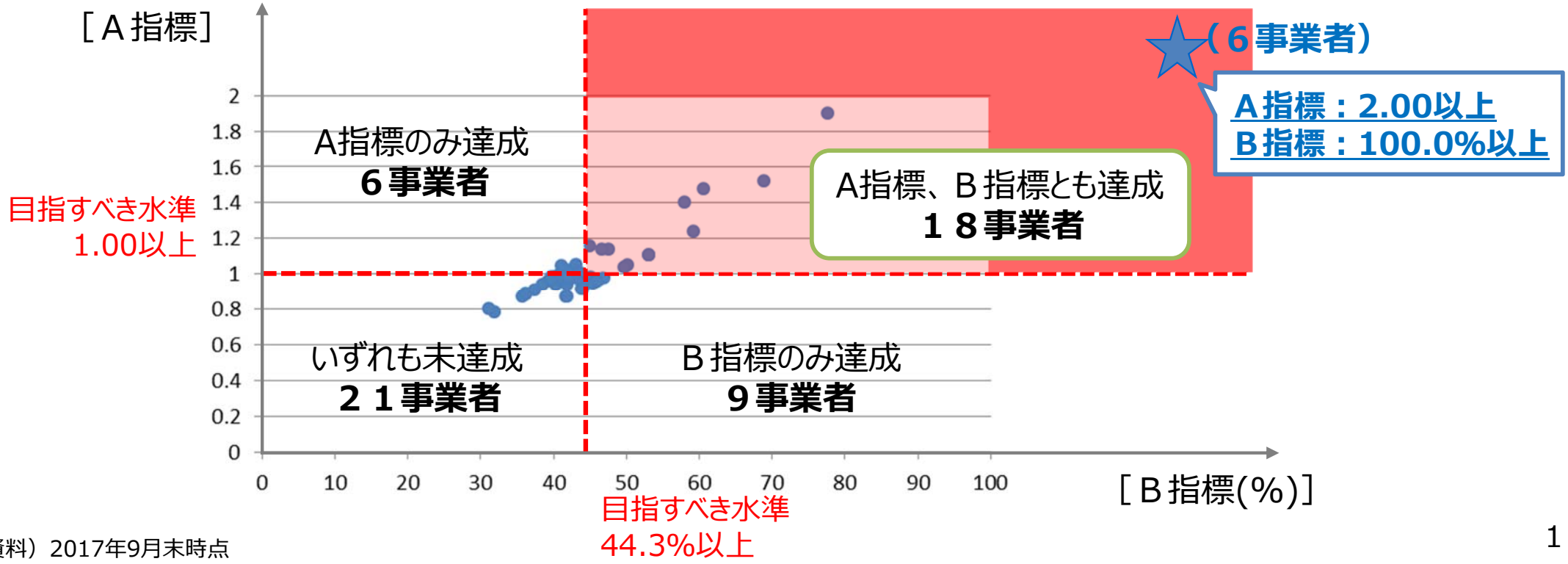

（資料）2017年9月末時点

ベンチマークA指標の状況（設備容量別）

- 事業者単位の設備容量に基づき、対象事業者を３つのグループに分類。
- 小規模事業者は、バイオマス等混焼やコジェネを前提とした電源開発を行う傾向にあるため、５０万kW以下の達成事業者が多い。

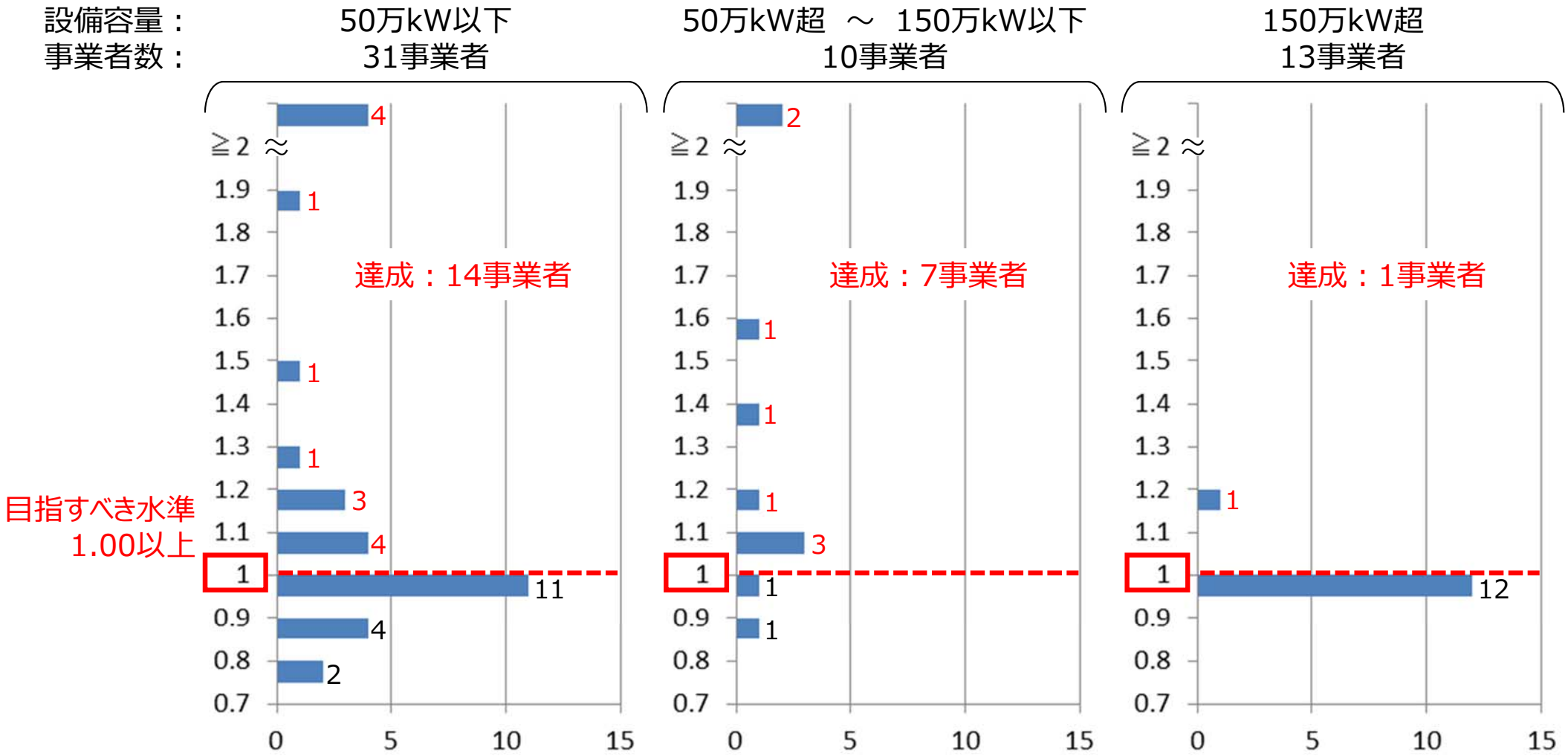

（資料）2017年9月末時点

ベンチマークB指標の状況（設備容量別）

- Ａ指標と同じく、５０万kW以下の達成事業者が多い。
- LNG火力発電を保有していない事業者のＢ指標は、基準を大きく下回る傾向がみられ、今後、LNGコンバインドサイクル・IGCCの技術導入等による発電効率の向上が求められる。

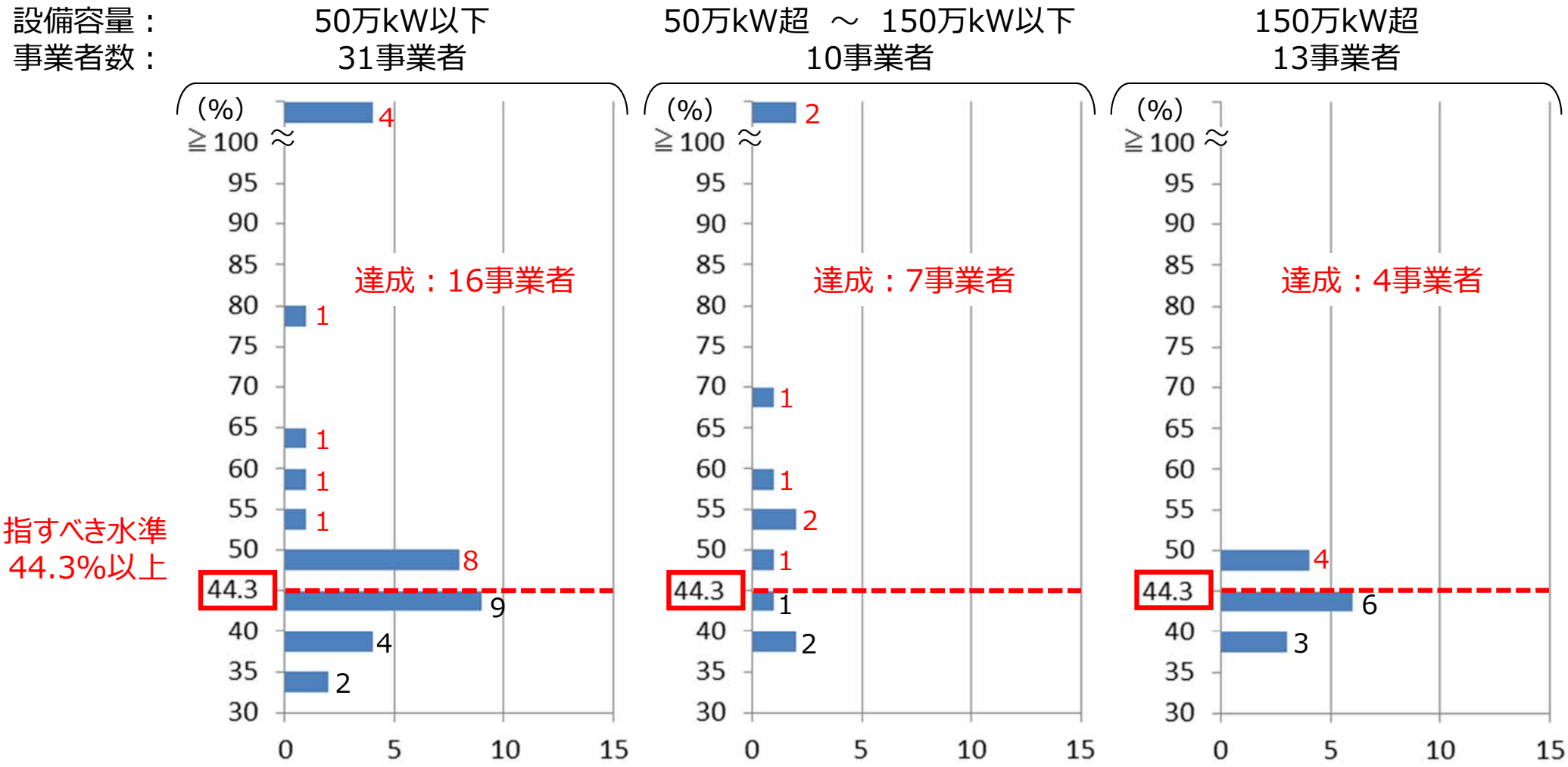

（資料）2017年9月末時点

燃料種ごとの発電効率

- ガス火力についてはコンベンショナルが、石炭火力についてはUSC未満の設備が一定程度残っており、事業者単位の平均効率を低下させている。
- そのため、高効率火力の新増設と効率の悪い火力の休廃止・稼働抑制などにより、更なる新陳代謝を図ることで目標値以上の効率を目指す必要があると考えられる。

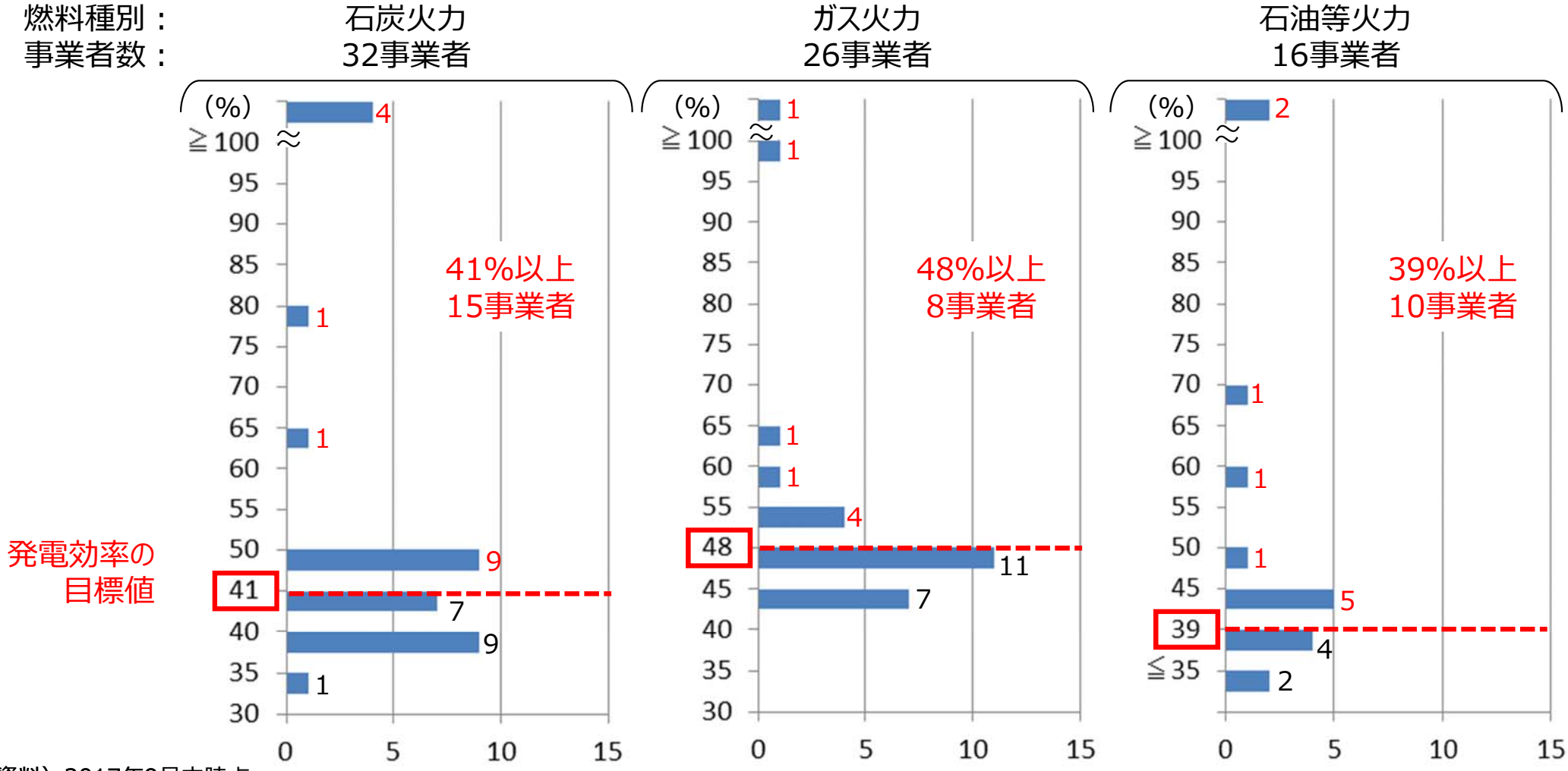

（資料）2017年9月末時点